

女性活躍推進法に基づく 第二次浦添市特定事業主行動計画

令和3年3月

浦添市長

浦添市教育委員会

浦添市議会議長

浦添市選挙管理委員会

浦添市代表監査委員

浦添市消防長

浦添市長（水道事業管理者）

浦添市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

浦添市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、浦添市長、浦添市教育委員会、浦添市議会議長、浦添市選挙管理委員会委員長、浦添市代表監査委員、浦添市消防長、浦添市長（水道事業管理者）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2. 本計画の位置づけ及び次世代育成支援行動計画との関係

本計画は、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とするもので、女性職員の活躍のための計画である。また、次世代育成支援対策推進法に基づき策定された次世代育成支援行動計画（てだこすくすくプラン）は、職員の仕事と家庭の両立を図るために必要な環境の整備等を進めることを目的としている。

この二つの行動計画は、男性の育児休業の取得推進など、取り組んでいる課題が重なる部分もある。女性職員があらゆる部署で継続的に活躍するためには、仕事と家庭の両立が前提となることから、本計画と次世代育成支援行動計画との連携・整合性を図りながら推進していきます。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、浦添市特定事業主策定委員会等を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組内容及び実施時期

法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、上下水道部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定し、実施期間において目標達成に向けた取組を実施します。

目標 1**男性職員の育児休業取得率**

令和7年度までに、育児休業を取得する男性の割合を13%以上にする。

(市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、
消防本部、上下水道部)

<取組内容>

- ① 育児休業取得対象の男性職員から出産に関する申請時に、育児休業等に関する手引きを本人及びその所属長に配付し周知を行う。
- ② 全職員掲示板(ナレッジ)を活用し、育児休業等に関する手引きが常時閲覧できることを案内し周知を行う。
- ③ 育児休業取得者の体験講話等を開催し、取得しやすい環境づくりに努める。
- ④ 管理職は職員が安心して休業できるよう職場内の仕事の分担の見直しを行い、必要に応じて会計年度任用職員等の任用により代替要員の確保に努める。

(令和元年度 男性職員の育児休業取得率)

	対象職員	取得人数	取得率	目標値
一般行政職	13人	1人	7.7%	
技術職	3人	0人	0.0%	
保育職	0人	0人	0.0%	
消防職	6人	0人	0.0%	
幼稚園教諭職	0人	0人	0.0%	
合計	22人	1人	4.5%	13.0%

目標 2**男性職員の配偶者出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率**

令和 7 年度までに、100%にする。

<取組内容>

各職員に休暇制度等について全職員掲示板へ掲載し周知を図る。

産後ケアへの理解促進し、育児参加休暇の取得率向上を図る。

(令和元年度 出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率)

	本市の目標	本市の取得率 (令和元年度)
出産補助休暇の 取得率	100%	95.0%
育児参加休暇の 取得率	100%	50.0%

目標 3**管理的地位にある職員に占める女性割合**

令和 7 年度までに、25%にする。

<取組内容>

女性の意見を政策等に反映させるため、男女比に考慮して昇任や職員配置を行う。

(令和 2 年度 管理的地位にある職員に占める女性割合)

	本市の目標	本市の割合 (令和 2 年度)
管理的地位にある職員に 占める女性割合	25%	22.8%

※管理職地位とは課長級以上の職員をいう。